

**陸前高田市脱炭素先行地域パートナー事業者選定
公募型プロポーザル審査要領**

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までに業務提案書等の提出をした者に限る。なお、業務提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は、「陸前高田市脱炭素先行地域パートナー事業者選定委員会」が審査対象者の厳正な審査を行い協定の相手方となる候補者を選定する。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和4年12月9日（金）予定

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者当たり30分以内、質疑応答の時間は15分以内とする。

(3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者あたり3名以内（機器操作者を含む）とする。

(4) 実施会場

プレゼンテーションは、陸前高田市役所又はオンラインにおいて行うものとする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には長机、椅子、電源、延長コード、液晶ディスプレイは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、業務提案書等を活用するものとし、追加の資料配布は禁ずる（使用する資料については、業務提案書等に盛り込んでおくこと）。

4 審査方法等

- (1) 評価基準の審査項目に関する各選定委員の評価結果に基づき、「合計点」が最も高い提案者を協定の相手方となる候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、選定委員の多数決により協定の相手方となる候補者を選定する。
- (2) 点数の「合計点」が最も高い提案者の点数が満点の6割を下回る場合には、協定の相手方となる候補者の選定には至らないものとする。
- (3) 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

5 評価基準及び配点

評価項目	評価基準		配点
業務実績及び 実施体制	・ 本業務を適切に行う業務実績を十分有しているか ・ 提案内容を実施できる体制が整っているか		20
脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上	・ 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取り組みが適切に説明されているか		20
脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロへの取組	的確性	・ 的確に捉えた内容となっているか	20
	実現性	・ 提案内容が具体的かつ実現性を高める提案となっているか	
民生部門電力以外の脱炭素化に関する取組	的確性	・ 的確に捉えた内容となっているか	10
	実現性	・ 提案内容が具体的かつ実現性を高める提案となっているか	
市内事業者や需要家との連携可能性	・ 提案内容が市内事業者や需要家との連携が図られているか ・ 関係者間における体制が具体的に構築され、合意形成が図られている。もしくは合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されているか		15
計画の実現性	・ 計画に記載される内容が具体的な内容となっているか ・ 各年度（5年程度）のプロセスが適切にスケジュールとして計画されているか ・ 計画期間後の事業継続性が考慮されているか		15
合計			100